

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十六号）新旧対照表

改正後

（適用額）

第二条 法第二十一条第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に定める金額とする。

一 二十一年 省 略

二十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十六年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額  
二十三 百六十三 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。）第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。  
一 三 省 略

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項又は第一百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

改正前

（適用額）

第二条 同上

一 二十一年 同上

二十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条及び第四条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十六年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額  
二十三 百六十三 同上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第四条 同上

一 三 同上

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号及び次号において「平成三十年改正法」という。）附則第八十九条第一項又は第一百五十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成三十年旧措置法」という。）第四十二条の五第一項又は第六十八条の十第一項の規定

五 平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第一百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

六 平成三十一年改正法附則第五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧

五| 省 略  
六| 省 略

七| 令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定により  
なおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項  
又は第六十八条の三十四第一項の規定

八| 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四  
十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条  
若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十  
二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一  
項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第  
六十八条の十六第一項の規定

2 令第二条第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規  
定とする。

一| 省 略  
二| 省 略

三| 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項又は第八十四条第十一項  
の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法  
第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除  
く。）若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九（第十項から第  
十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八  
十の規定

四| 省 略

五| 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五  
十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定  
によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正

措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限  
る。）又は第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号及び第三号に係  
る部分に限る。）の規定

七| 同 上  
八| 同 上

2 同 上

一| 平成二十六年改正法附則第八十四条第六項又は第百十五条第六項の規  
定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第四  
十五条第二項又は第六十八条の二十七第二項の規定

二| 同 上  
三| 同 上

四| 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項又は第八十四条第十一項  
の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法  
第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第  
九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）若しくは第六  
十五条の九又は第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、  
第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項  
を除く。）若しくは第六十八条の八十の規定

五| 同 上

前の租税特別措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

## 附則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 | 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第

六 | 令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

七 | 令和二年改正法附則第八十七条第一項又は第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第五十五条の二（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）又は第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）の規定

三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日以後に終了する連結事業年度(令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告について適用する。

---